

様式3 (事業評価調書)
(評価年度：令和7年度)

事業評価 (目的設定、中間評価、事後評価)

秋田県警察運営の基本方針と重点目標				
重点目標	交通事故防止のための総合的な取組			
施策の方向性	高齢者の交通事故防止			
事業名	高齢者安全・安心アドバイザー事業	事業年度	H21	年度～ 年度
所属名	警察本部交通部交通企画課			
係名	交通企画係			

1 事業実施の背景及び目的

当県の高齢化率は全国1位であり、高齢者の交通事故防止及び特殊詐欺被害防止が喫緊の課題となっていることから、高齢者の安全安心な生活を守ることを目的に個別訪問による情報提供やアドバイスをを行う、高齢者安全・安心アドバイザー事業を平成21年から実施している。

2 事業概要及び財源

(単位：千円)

	事業内訳	概要	翌(今)年度 予算額	前年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	高齢者安全・安心 アドバイザー事業	高齢者安全・安心アドバイザーに要する経費	55,068	43,775	
2					
3					
4					
その他合計 (件)					
財政内訳	左の説明		55,068	43,775	
国庫補助金					
県債					
その他	諸収入		267	236	
一般財源			54,801	43,539	

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	アドバイザーによる高齢者宅訪問世帯数(件)【業績評価】									
指標式	活動実績から指標を算出									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	当該年									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標 a	36,000	36,000	36,000	22,000	22,000	22,000	26,000	26,000	26,000	
実績 b	35,822	34,714	27,021	21,035	19,801	24,123	27,529			
b/a	99.5%	96.4%	75.1%	95.6%	90.0%	109.7%	105.9%			

【指標Ⅱ】

指標名	高齢者の交通事故死傷者数(人)【業績評価】									
指標式	交通事故統計から指標を算出									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	当該年									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標 a	656.1	612.5	565.5	530.2	503.0	470.5	440.0	410.0		
実績 b	454	403	389	344	352	287	255			
b/a	130.8%	134.2%	131.2%	135.1%	130.0%	139.0%	142.0%			

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

--

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	県内の中山間地域では、交通事情等の情報入手に関して極めて限定的な手段しかない。これらの中心となる高齢者世帯を直接訪問して交通事故防止や特殊詐欺被害防止に関する情報の伝達や他の公的機関への引継ぎを行うための聞き取り活動は、対策上有効性が極めて高い。
----	---	----	---

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	高齢者安全・安心アドバイザーによる、個別訪問や情報提供を実施した結果、高齢者の交通事故死傷者数は、コロナ禍で活動が抑制された令和4年度を除き減少傾向となっている。令和6年度は、訪問世帯数の増加に伴い、死傷者数は前年比32人減少と大幅に減少した。
----	---	----	--

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	a	理由	限られた人員で最大限の効果を上げるため、訪問時、不在であった世帯には、交通事故防止や特殊詐欺被害防止を呼びかけるチラシや反射材をポスティングしたり、未訪問先をリスト化して再訪するなど、工夫を加えながらの完全対面実施を目指して計画的に実施している。
----	---	----	---

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	A	前回結果	A
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

<p>高齢者が死傷する交通事故については減少傾向となっているものの、全交通事故死者数に占める高齢者の割合は、平成25年以降12年連続で6割を超える結果となり、令和6年は83.9%と現行の統計方法を採用して以降、最も高い割合となった。</p> <p>さらに高齢者を対象とした、特殊詐欺被害が依然として後を絶たず、SNS型投資・ロマンス詐欺被害も増加傾向にある。令和6年は特殊詐欺・SNS型投資・ロマンス詐欺による高齢者対象の被害が件数全体の22.0%、被害額全体の36.8%を占めるなど、高齢者被害防止が課題となっている。</p>
--

(2) 今後の対応方針

<p>引き続き、高齢者宅訪問や高齢者に対する交通安全教育の機会を通じて、高齢者の交通事故減少、特殊詐欺被害防止に向けた対策を実施していく。</p>

6 事後評価

(1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	理由

(判定基準) a : 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b : 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c : 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	理由

(判定基準) a : 効率性が高い b : 一定の効率性がある c : 効率性が低い

(3) 総合評価

判定

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--